

亀山市立関小学校
保護者の皆様へ

令和7年4月

亀山市立関小学校
校長 草川 裕美子

暴風警報・暴風雪警報・特別警報発令における措置について

このことにつきまして、保護者の方は下記のことからご理解いただき、適切な措置をとっていただきますようお願いいたします。原則として『暴風警報・暴風雪警報・特別警報』発令時に下記の取り扱いをさせていただきます。

大雨・洪水警報が発令された場合や明らかに危険が予想される場合は、学校から緊急連絡をさせていただくことがあります。学校からの連絡は、これまでの学校配信メールや本年度からの「つながる連絡」を活用します。

記

1 午前7時00分時点で暴風警報・暴風雪警報・特別警報が発令されている場合

◎ 登校させないで下さい。(自宅待機)

2 午前8時30分までに解除された場合

- ◎ 保護者が安全を確認の上、登校させて下さい。
- ・ 学校到着が遅れても「遅刻」扱いにしません。
 - ・ 簡易給食で平常授業です。

3 午前11時00分までに解除された場合

- ◎ 学校からの指示に従って、保護者が安全を確認の上、登校させて下さい。
- ・ 緊急連絡（学校配信メール等）で授業開始時刻等を連絡します。
 - ・ 学校到着が遅れても「遅刻」扱いにしません。
 - ・ 午前中に授業開始の場合、簡易給食となります。
 - ・ バスの運行の有無および乗車時刻等は配信メールでお知らせします。

4 午前11時00分の時点で暴風警報・暴風雪警報・特別警報が解除されない場合

◎ 登校させないで下さい。(休校となります)

5 登校途中に暴風警報・暴風雪警報・特別警報が発令された場合

- ◎ 速やかに帰宅させます。
 - ・学校配信メール等で連絡します。

6 始業後に暴風警報・暴風雪警報・特別警報が発令された場合

① 原則

- ◎ 直ちに授業を中止して、地区別に集団下校（教職員引率）をさせます。
 - ・学校配信メール等で連絡します。

② 危険な場合

- ◎ 学校に待機させ、様子をみてから帰宅させます。
- ◎ 場合によっては、保護者の方にお子様の引き取りに学校へ来ていただきます。
学校は、引き渡しカードをもとに、お子様を引き渡します。
 - ・つながる連絡等で連絡します。

7 その他

- ① 各地区により登下校の条件が異なりますので、暴風警報・暴風雪警報・特別警報が発令されていなくても、強風、大雨・洪水、雷、積雪等による危険が予想される場合は、保護者の方の判断により適切な対応をお願いします。
- ② 警報発令のため休校になった場合の翌日は、時間割通りの準備をして登校させてください。
- ③ スクールバスの運行については、別途、つながる連絡等にて連絡します。
- ④ 暴風警報・暴風雪警報・特別警報発令にともなう非常時の連絡は、つながる連絡等で学校からお知らせします。個人での学校への問い合わせはご遠慮ください。
- ⑤ 警報の発令は、市町村単位になります。テレビ・ラジオ等で報道される気象情報で確認してください。
- ⑥ 重大な災害の起こるおそれが著しく大きい特別警報については、暴風警報と同じ対応をすることとします。（大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報）

以上を原則としますが、風雨の状況及び道路や橋の冠水・決壊などの被災状況等により対応を変更する場合があります。その場合は、緊急連絡（つながる連絡等）でお知らせします。